

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

令和3年7月29日時点

No.	サービス	項目	質問内容	回答	問い合わせ
1	全サービス共通	運営規程について	令和3年度改定において、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることが義務付けられたが、令和3年4月1日付で運営規程を改定する必要があるのか。	<p>「虐待の防止のための措置に関する事項」は、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間、「定めておくよう努める」とされています。したがって、必要な体制整備をした上で<u>3年間の経過措置期間中に規定してください。</u></p> <p>なお、経過措置期間であっても早期に取組を行うことが望ましいものであることにご留意ください。</p> <p>介護保険最新情報Vol.968「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.7)(令和3年4月21日)」問1を御参照ください。</p>	事業者指定グループ
2	全サービス共通	重要事項説明書等について	令和3年度改定において、運営基準等に新設されたものがあるが、新設された基準に関する事項は重要事項説明書への記載が義務付けられているのか。	<p>令和3年度改定で、国の基準で全サービス共通で重要事項説明書への記載が義務付けられた項目はありません。また、豊島区の基準としても全サービス共通で重要事項説明書への記載を義務付けた項目はありません。</p> <p>(※居宅介護支援事業所においては、No.4～No.9もご確認ください。)</p> <p>しかしながら豊島区では、運営規程に記載が義務付けられている項目については、「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」と考えているため、重要事項説明書にも同じ項目を記載をするようお願いをしているところです。</p> <p>今回の改定において、No.1のとおり全サービス共通で「虐待防止のための措置に関する事項」が運営規程に記載する事項として新たに追加されましたので、重要事項説明書にも同じ項目を記載をするようお願いいたします。(義務ではありません)</p> <p>その他の事項(感染症対策、業務継続計画の策定、認知症への対応力向上に向けた取組等)については、区として重要事項説明書への記載は義務付けていませんが、記載することを妨げるものではありません。事業者において「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」として必要と判断される場合は、重要事項説明書に記載してください。</p>	事業者指導・監査グループ

3	全サービス共通	重要事項説明書等について	料金表の改定に関しては説明をする必要があるのか。	サービス利用料金等の変更についても、利用者又はその家族に説明する必要があります。重要事項説明書等の変更時と同様にできるだけ早めに利用者様への説明を行い、同意を得て、その記録を残すようにしてください。	事業者指導・監査グループ
4	居宅介護支援	重要事項説明書等について	居宅介護支援事業所においても「第三者評価の実施状況」について重要事項説明書に記載する必要があるのか。	<p>令和3年度改定で、国の基準で居宅介護支援の【揭示】に関する事項について以下の通り改正されました。</p> <p>「(17) 揭示</p> <p>① 基準第22条第1項は、基準第4条の規定により居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしている（以下省略）」</p> <p>また、令和3年6月24日東京都通知（別添参照）においても、「第三者評価の実施状況」が居宅介護支援の提供開始時に説明し同意を得る必要がある「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」として位置付けられているとされています。</p> <p>これを受け、豊島区の基準（豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領）を改正し、「<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>」を重要事項説明書に記載すべき事項として新たに位置付けます。</p> <p>ただし、<u>令和3年7月までの契約者に対し、すでに令和3年度改正に伴い重要事項説明書を変更して説明を行っている場合は、事務負担軽減のため、今後重要事項説明書を変更するタイミングで説明を行っていただくことで差し支えありません。</u></p>	事業者指導・監査グループ

5	居宅介護支援	重要事項説明書等について	<p>「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合」及び「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」について説明をした際には、利用者から署名又は押印をもらっていけば問題ないか。</p>	<p>国通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2の3(2)」において、「この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。」とされています。必ず署名をいただくようお願いします。(押印は任意)</p>	事業者指導・監査グループ
6	居宅介護支援	重要事項説明書等について	<p>具体的な説明方法としてはどのようなものが考えられるか。</p>	<p>重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。</p> <p>別紙の具体例については、介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問111を御参照ください。</p>	事業者指導・監査グループ

7	居宅介護支援	重要事項説明書等について	<p>「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合」及び「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」についての説明は、年に2回行う必要があるのか。</p>	<p>居宅介護支援の提供の開始に際し(契約時に)説明が必要となっています。年に2回行う必要はありません。 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者様については、次のケアプランの見直し時に説明を行ってください。</p> <p>なお、その際に用いる割合等は、直近の①前期(3月1日から8月末日)もしくは②後期(9月1日から2月末日)の期間のものとなっています。 (例)令和3年4月から新規にケアプランを作成する場合の集計期間:令和2年9月～令和3年2月末まで</p> <p>詳しくは、介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問112を御参照ください。</p>	事業者指導・監査グループ
8	居宅介護支援	重要事項説明書等について	<p>「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」については、「事業者」単位と「事業所」単位、どちらで計算すればよいか。</p>	<p>「事業所」単位で計算をしてください。</p>	事業者指導・監査グループ
9	居宅介護支援	重要事項説明書等について	<p>「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」について、事業者単位で計算をして説明していた。改めて事業所単位での割合を説明し直す必要はあるか。</p>	<p>改めて事業所単位での割合の説明をお願いします。再説明については、次のケアプランの見直し時かモニタリング時など、利用者に説明を行えるタイミングでしていただくことで差し支えありません。</p>	事業者指導・監査グループ

居宅サービス計画・重要事項説明書等への署名、押印に関するQ&A

令和3年7月29日時点

No.	サービス	項目	質問内容	回答	問い合わせ
1	全サービス共通	利用者への説明同意	契約書や、重要事項説明書、居宅サービス計画、個別サービス計画等における利用者等への説明・同意について、豊島区における署名・押印の取扱いに変更点はあるか。	<p>厚生労働省の資料「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」>4.(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し」において、イ「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。」とありますが、利用者等からの署名等を求めない場合の代替手段は具体的に示されていません。国から具体的な手段が示されるまでは、署名による文書の取り交わしをお願いいたします。(押印は任意)</p> <p>もしくは、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電磁的記録による対応についても認められます。</p> <p>なお、契約書に関しては介護保険法上、特段の規定はありません。利用者と事業者双方の保護を勘案して事業者で取扱いを定めてください。</p>	事業者指導・監査グループ
2	全サービス共通	利用者への説明同意	電磁的記録による対応とは具体的にはどのような手段が考えられるか。	<p>電磁的記録による対応については、国から具体的に示されていませんが、例えば電子メールにより利用者等が同意した内容及び同意の意思表示が確認できる記録を残す等の対応が考えられます。</p>	事業者指導・監査グループ
3	全サービス共通	利用者への説明同意	認知症や身体的な事情により、署名が困難な利用者については、どのように対応したらよいか。	<p>利用者様の同意の意思表示を確認したご家族等から署名(代筆)をいただってください。</p> <p>また、「代筆者の氏名」、「本人との関係」、「代筆の理由(署名が困難である理由)」についても記載するようお願いいたします。なお、「代筆の理由(署名が困難である理由)」についてはアセスメントの記録に記載する等の対応でも差し支えありません。</p> <p><記載項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者名 ・代筆者名 ・本人との続柄(間柄) ・代筆の理由 	事業者指導・監査グループ